

陳 情 一 覧 表

平成 28 年 3 月盛岡市議会定例会 (平成 28 年 3 月 25 日)

受理 番号	受理年月日	陳 情 の 要 旨	提 出 者
2	H28. 3. 8	地方選挙において視覚障害者に対し、活字版と同一内容の音声版選挙公報を配布し、また、その配布時期も活字版と同一時期にすることを求める陳情	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px;"></div>
3	H28. 3. 11	住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実に求める陳情書	盛岡市紺屋町 7-26 盛岡公共職業安定所内 岩手県国家公務関連労働組合共闘 会議 議長 <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; display: inline-block;"></div>

陳 情 書

1. 件名

地方選挙に於いて視覚障害者に対し、活字版と同一内容の音声版選挙公報を配布し、また、その配布時期も活字版と同一時期にすることを求める陳情。

2. 陳情の趣旨、請願の理由

視覚障害は情報と移動の障害とされています。

2015年の岩手県、盛岡市に於ける地方選挙において視覚障害者が自ら得られるかたちでの選挙情報は殆ど提供されませんでした。

現状、視覚障害者は候補者の公約を確認比較することなく投票しなければなりません。

この状態が続く限り視覚障害者の大半は、有権者の権利を正しく行使することは出来ません。

我が国は2014年1月20日に障害者権利条約に批准書を寄託しました。

また、同年2月1日に同条約は我が国について効力を発生しました。

2016年4月1日に施行される障害者差別解消法に定められている合理的配慮の範疇に含まれると理解します。

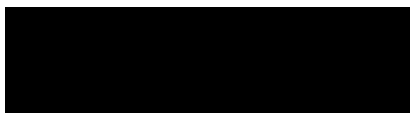
よって次回選挙より上記陳情の実施を求めます。

*2015年8月に盛岡市選挙管理委員会にも要望しております。

3. 提出年月日

2016年3月7日

4. 陳情者の住所、氏名



2016年3月8日

住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める
陳情書

盛岡市議会議長 菊田 隆 殿

020-0885

岩手県盛岡市紺屋町7-26

盛岡公共職業安定所内

岩手県国家公務関連労働組合共闘会議

電話019-626-2450

議長

【陳情趣旨】

東日本大震災の発生から5年をむかえようとしています。この間、公務労働者は国・地方を分かつず、復興の実現に向けて全力でとりくんできました。国の機関ではこれらの活動にあたり、全ての地方出先機関が本省と一体となって役割を発揮してきたところです。現在までの間、仮に国の出先機関の廃止や権限の地方移譲が行われていたなら、迅速な復旧・復興のとりくみは極めて困難であったと考えられます。そうした復旧・復興の活動は報道でも取り上げられ、公務・公共サービスの重要性や「構造改革」路線の問題点が指摘されるとともに、国民のいのちを守り安全・安心を確保するためには、国と地方の共同による責任と役割の発揮が重要であることがあらためて明らかになりました。

その一方で、現在の都道府県制度をなくし、社会福祉と社会保障、公共施設の維持管理などを道州に丸投げする「道州制」導入の議論が活発化しています。

これに対して、全国町村会を中心に、道州制導入に対する反対や懸念、さまざまな疑問が示されてきました。これにもかかわらず、現政権は、道州制を「究極の構造改革」と位置づける財界の要望にも応えて、「道州制推進基本法」の成立をねらっています。道州制は、国が本来果たすべき国民への責任を後退させるもので、生存権や教育権など、憲法が定める基本的人権を踏みにじるものにほかなりません。公務・公共サービスや教育の後退にもつながるばかりか、「この国のかたち」を根本的に変えるという極めて重大な問題を持っています。大都市でも農山村でも、国民が全国のどこに住んでいても憲法にもとづく健康で文化的な生活が営めるように公務・公共サービスを拡充することが求められます。

さまざまな政府統計が示すとおり、国民の所得と消費は下がり続け、就業・営業や就学の困難が増し、格差と貧困が広がり続けています。また、東海地震や東南海・南海地震の発生が確実視されるなど生活への不安は増すばかりとなっています。こうしたなかで、国民のいのちを守り安全・安心を確保するためには、国と地方の共同による責任と役割の発揮が不可欠です。

つきましては、以下の項目について、国に対して要請していただくようお願いいたします。

【陳情項目】

- 1、 国の責任を放棄する道州制は導入しないでください。国は、憲法が定める生存権や教育権などナショナルミニマムを保障し、国民が全国のどこに住んでいても健康で文化的な生活が営めるように必要な役割を発揮してください。
- 2、 国と地方自治体が協力して国民の安全・安心を確保するため、国の出先機関を存続・充実させてください。



以上